

平成30年度 横浜市私立幼稚園就園奨励補助金額一覧

(単位:円)

区分	補助の基準 (下記1参照)	多子区分	多子区分の対象年齢の範囲	補助金額 (1人年額)	
				ひとり親世帯等以外の世帯	ひとり親世帯等 (下記3参照)
A	生活保護を受けている世帯	1人目	年齢問わず在園児の兄・姉等からカウント (下記2参照)	308,000	308,000
		2人目			
		3人目以降			
B	平成30年度の市民税額 (均等割と所得割) 非課税の世帯	1人目		272,000	308,000
		2人目		308,000	
		3人目以降		308,000	
C	平成30年度の市民税所得割 非課税の世帯 (均等割のみ課税)	1人目		272,000	308,000
		2人目		308,000	
		3人目以降		308,000	
D	平成30年度の市民税所得割額 77,100円以下の世帯	1人目	187,200	272,000	
		2人目	247,000	308,000	
		3人目以降	308,000	308,000	
E	平成30年度の市民税所得割額 211,200円以下の世帯	1人目	107,200	107,200	
		2人目	185,000	185,000	
		3人目以降	308,000	308,000	
F	平成30年度の市民税所得割額 211,200円超の世帯	1人目	48,000	48,000	
		2人目	154,000	154,000	
		3人目以降	308,000	308,000	

- 1: 市民税所得割額について
平成30年度以降の個人住民税から、指定都市にお住まいの方の個人住民税所得割額の標準税率について、道府県民税は2%、市民税が8% (平成29年度は、道府県民税4%、市民税6%) に改められます。
補助の基準となる市民税所得割額は、平成29年度と同様の旧税率により算出した所得割額になります。指定都市で課税されている方の場合、旧税率で算出した所得割額で補助区分を決定します。
- 2: 多子区分について
①A～D区分・・・生計を一にしているきょうだいの年齢に上限は設けず、最年長者を「1人目」、次年長者を「2人目」、3人目以降を「3人目以降」として数えて、補助区分を決定します。(例外として、実子、養子以外の方も含める場合があります。ただし、追加で申立書など必要書類をいただくことがあります。詳しくは幼児教育係にお問い合わせください。)
②E、F区分・・・生計を一にしている満3歳児から小学校3年生までのきょうだいの範囲 (未就学児は幼稚園・保育園・認定こども園等に通うものに限る) で、最年長者を「1人目」、次年長者を「2人目」、3人目以降を「3人目以降」として数えて、補助区分を決定します。
- 3: ひとり親世帯等について
A～D区分に該当するひとり親世帯、在宅障害児・者のいる世帯等について更に保護者負担を軽減します。
- 4: 途中入退園等の扱いについて
年度途中の入退園や市外からの転入、市外へ転出された場合は、補助金額が変わります。
また、補助金交付後に途中退園や市外転出された場合は、補助金の一部を返還していただきます。(市外に転出される場合は、事前に必ず園にご連絡ください。)
- 5: 補助金額の上限について
補助金は幼稚園に納めた入園料・保育料の金額を限度として交付します。補助金額が幼稚園に納めた金額を上回る場合は、減額して交付します。